

改正の趣旨

- 保育必要量の変更に伴う旧支給認定証の提出、新支給認定証の発行などが自治体の事務負担となっており、支給認定証を紛失する支給認定保護者も多く、旧支給認定証の回収も困難である。また、支給認定証は、制度上、教育・保育施設を利用する際に提示し、教育・保育施設において施設型給付等の算定のために必要な各種情報を確認するために用いることとされているが、運用上は、自治体から教育・保育施設に各子どもの施設型給付等の額が示されることもあり、必ずしも事務量に対応した必要性があるわけではない。
- 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、支給認定証の交付については、保護者からの申請があった場合にのみ行うこととする。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)

(7)子ども・子育て支援法(平24法65)

(i) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを平成28年度中に可能とする。
(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

改正後の事務手続

①支給認定時の手続

- 保護者からの申請があった場合にのみ、支給認定証を交付する。(※支給認定申請書等で希望の有無を確認)
- 保護者が支給認定証の交付を申請をしていない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を保護者・施設に送付する。

②支給認定変更時の手続(変更の申請、市町村職権による変更、認定の取消し、申請内容の変更の届出)

- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、支給認定証の市町村への提出は要しない。
- 保護者が支給認定証の交付を受けていた場合であって、変更にあたり市町村に支給認定証を提出した際に、保護者が支給認定証の返還を希望しない場合は交付を要しない。
- 保護者が変更後の支給認定証の交付・返還を希望しない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を保護者・施設に送付する。

③特定教育・保育施設からの保育の提供を受ける際の手続

- 支給認定保護者は、教育・保育を受けるに当たっては、施設から求めがあった場合に、支給認定証を提示することとする。
- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を提示する。